

# 鳥取県済生会境港総合病院で透析医療を実施された患者さんへ

「鳥取県済生会境港総合病院における終末期血液透析患者の自己意志決定による透析中止に向けた取り組み」について

はじめに

鳥取県済生会境港総合病院では、当院で血液透析を実施されている患者さんを対象に、カルテ診療情報から得られる情報をもとに研究や取り組みを実施しています。

この取り組みは鳥取県済生会境港総合病院の倫理委員会の承認を得て、病院長の承認を受けています。詳細は以下のとおりです。

## 1. 概要・目的

維持血液透析は患者の生活の質（quality of life: QOL）を向上させ、維持することに主目的がありますが、臨床現場では維持透析の開始または継続を中止する（または見合わせる＝合意された事項はいつでも撤回・修正ができる）必要がある事態に遭遇することがあります。海外では事前指示書（advance directives: AD）による延命治療の中止が法的に認められ、国民が AD の内容に沿った医療とケアを受けることができます。

一方で、本邦では、日本透析医学会より、「透析の開始と継続に関する意思決定プロセスについての提言」が 2020 年に明記されました。本提言では、医療チームによる末期腎不全治療選択における腎代替療法と保存的腎臓療法（conservative kidney management: CKM）に関する情報提供プロセス、および患者・家族等が CKM を選択した時の医療チームによる透析の中止に関する意思決定プロセスを示したものです。諸外国と同様に、本邦の国民が AD の内容に沿った医療とケアを感受することが期待出来ませんが、本提言の扱いについては各施設の判断に委ねられているのが現状です。

今回、現状の終末期血液透析患者の自己意思と患者家族および関係者と協議を施行した後、事前指示書にその内容を明記し、有事に備えておくことを目的とします。

## 2. 取り扱う情報

すべての情報は、鳥取県済生会境港総合病院で集計されます。情報は責任を持って保管、管理します。

本取り組みに参加される患者さんは、他の取り組み参加者への個人情報保護や本取り組みの独創性の確保に支障が無い範囲で、計画書及び方法についての資料を入手又は閲覧することができます。希望される方は、遠慮無く問い合わせ窓口に申し出て下さい。

## 3. 対象期間

この取り組みは、鳥取県済生会境港総合病院病院長の許可及び倫理審査承認後から2028年11月まで行う予定です。(以降も継続を検討します)

#### 4. 個人情報保護

患者さんの情報は、本取り組みの責任者が責任をもって保管、管理します。また、氏名、イニシャル、住所、電話番号、カルテ番号など直ちに個人を識別できる個人情報は匿名化され、本取り組みでは匿名化された情報を使用します。また、本取り組みで提供いただいた情報は、本取り組みの目的以外で使用されることはありません。このようにして患者さんの個人情報管理については十分に注意を払います。

#### 5. 患者情報提供による利益・不利益

利益・・・望まない透析治療の実施を防ぎ、患者の苦痛の軽減と意思が尊重されます。  
不利益・・・延命治療である血液透析が中止となり、死期が早まります。

#### 6. 本取り組み終了後の情報の取り扱いについて

今回集めさせていただいた患者さんの情報が、終末期透析医療の在り方について、重要な情報をもたらす可能性があります。このため、患者さんの情報は、他の取り組みや臨床研究に使用させていただくことがあります。その場合は、新たに研究計画を立てた後、研究に参加する医療機関の倫理委員会での審査を経て、他の研究に使用させていただきます。

情報は、本取り組み終了について報告された日から5年を経過した日又は本取り組みの結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間保存します。保存期間終了後は、患者さんの個人を特定できない状態にして適切に破棄します。

#### 7. 患者情報使用の取り止めについて

患者様の個人の情報を他の取り組みや臨床研究に用いられたくない、または鳥取県済生会境港総合病院への情報の提供を停止したい場合には、いつでも取り止めることができます。取り止めに希望された場合でも、医師や看護師および他の職員と気まづくなることはありませんし、何らかの不利益を受けることもありませんので、下記【問い合わせ窓口】まで申し出て下さい。取り止めの希望を受けた場合は、患者さんの情報を使用することはありません。この場合には、個人を特定できない状態について、速やかに破棄させていただきます。しかし、取り止めに希望した時点で、すでに取り組みや研究成果が論文などに公表された場合のように、結果を破棄できない場合もあります。

#### 8. 本取り組みに係る資金源について

本取り組みには資金が必要ないため、特定の企業・団体等から支援を受けて行われるものではなく、利益相反状態にはありません。

## 9. 成果の公表について

本取り組みの成果を学術目的のために論文や学会で公表されることがありますが、その場合も、患者さんの個人が特定される情報はすべて削除して公表します。情報の秘密は厳重に守られますので、第三者に患者さんの個人情報明らかになることはありません。

## 10. 知的財産権の帰属について

本取り組みの結果、特許などの知的財産が生じる可能性もございますが、その権利は鳥取県済生会境港総合病院に帰属し、あなたには帰属しません。

## 11. 責任者及び医療行為分担者

本取り組みの責任者は、当院の透析チームの課題を明確にしていきます。医療行為分担者は透析チームの一員として活動を行います。

- 眞砂 俊彦 鳥取県済生会境港総合病院 泌尿器科医師
- 大山 博子 鳥取県済生会境港総合病院 透析室看護師

## 12. 問い合わせ窓口

本取り組みについてのご質問だけでなく、患者さんの情報が研究に用いられるかどうかについてお知りになりたい場合や患者さんの情報の使用を望まれない場合など、本取り組みに関することは、下記の窓口までお問い合わせ下さい。

### 【責任者】

眞砂 俊彦 鳥取県済生会境港総合病院 泌尿器科医師  
〒684-8555 鳥取県境港市米川町 44 番地  
TEL: 0859-42-3161 / FAX: 0859-42-3165